

平成 28 年度 入札・契約制度の改正について  
(工事・コンサル関係)

平成 28 年 3 月 4 日

**1 前払金・中間前払金の対象範囲拡大について**

受注者の資金調達を円滑にし、建設工事・建設コンサルタント業務の適正な履行確保を図るため、前金払制度・中間前金払制度の対象を拡大します。

**※ 建設工事 (改正)**

【対象工事】 ・前払金 (請負代金額の 10 分の 4) ※10 万円未満の端数は切捨て

(改正前)

(改正後)

予定価格が 500 万円以上 → 予定価格が 130 万円超

・中間前払金 (請負代金額の 10 分の 2) ※10 万円未満の端数は切捨て

(改正前)

(改正後)

予定価格が 1,000 万円以上 → 予定価格が 500 万円超

【実施時期】 平成 28 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事

**※ 建設コンサルタント業務 (新規)**

【対象業務】

予定価格 130 万円超の建設工事に係る設計、調査及び測量 (工事監理業務は除く。)

【前払金の額】

請負代金額の 10 分の 3 ※10 万円未満の端数は切捨て

【実施時期】

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約締結する建設コンサルタント業務

【条 件】

前払金保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書 (前払保証) を提出

**2 特定建設工事共同企業体 (特定 JV) の対象工事について**

宇和島市建設工事共同企業体取扱要綱第 3 条 (共同企業体の対象工事) 第 1 項を以下のとおり改正します。(平成 28 年 4 月 1 日施行)

現 行	改正後
(共同企業体の対象工事) 第 3 条 共同企業体の対象工事は、工事の規模、性格等により共同企業体による施工が適切であると認められる工事とする。	(共同企業体の対象工事) 第 3 条 共同企業体により競争入札等を行わせることができる市工事は、1 件の設計金額が、おおむね、次の各号に掲げる工種の区分に定める額以上の規模であって、確実かつ円滑な施工を図るために共同企業体による施工が必要と認められる工事、市外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため市外の建設業者と市内の建設業者との共同施工が必要と認められる工事及びその他共同施工が必要と認められる工事とする。 (1) 建築本体 10 億円 (2) 建築設備 2 億円 (3) その他 5 億円

### 3 工事・コンサルタント業務に係る提出書類について

受注者に提出を求めていた一部書類について、平成 28 年 4 月 1 日以降契約する案件から以下のとおり取扱うものとします。

- **課税事業者届出書**（課税事業者は提出不要）

課税事業者であるか免税事業者であるかの確認は、「免税事業者届出書」によるものとし、届出書の提出のない事業者は、課税事業者として取り扱います。※免税事業者は従来どおり「免税事業者届出書」を提出してください。

- **現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）**（様式変更）

別紙のとおり様式を変更します。ホームページからダウンロードして提出してください。

- **下請負予定届出書**（「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」の添付書類）

これまで、契約締結後に工事（業務）担当課に提出していた「下請負予定届出書」は、契約締結時に「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」の添付書類として、財政課契約係に提出してください。※下請負予定金額が 3,000 万円（建築一式にあっては 4,500 万円）以上の場合、監理技術者の配置が必要となります。

### 4 建設工事における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任における取扱いについて

平成 25 年度より実施しております、現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いに関する特例措置について、平成 28 年度も継続します。

